

## 清瀬市と東京ガス株式会社との地域活性化包括連携協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と東京ガス株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に相互連携・協力し、それぞれの資源やノウハウを有効に活用した協働により、清瀬市の地域の活性化とカーボンニュートラルのまちづくりを実現し、持続可能な地域社会形成に寄与し、相互の発展に資することを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携し、協力する。

- （1）カーボンニュートラルのまちづくりに向けた取組のトータルコーディネートに関する事。
- （2）エネルギーの地産地消に関する事。
- （3）個人、事業者への太陽光発電設備等の普及に関する事。
- （4）低炭素エネルギーの調達や公共施設等への提供に関する事。
- （5）エネルギーデータの活用等によるエネルギー消費の最適化に関する事。
- （6）地域の防災機能強化等に関する事。
- （7）地域の目線で新しい価値や営みを創る価値共創に関する事。
- （8）学校等における環境エネルギー教育や食育等を通じた啓発活動に関する事。
- （9）カーボンニュートラルのまちづくりに向けた取組における専門的人材の支援強化に関する事。
- （10）カーボンニュートラルのまちづくりに係る魅力等の情報発信に関する事。
- （11）その他、両者が協議し必要と認める事。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、別途書面にて定めるものとする。

### （協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月末日までとし、協定継続について、甲及び乙は、本協定の有効期間が満了する1か月前までに協議を行うものとする。ただし、甲または乙のいずれかから書面による本協定の解除の申し出がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

### （協定の解除）

第5条 甲及び乙のいずれかが、本協定の解除を申し出たときは、甲及び乙の協議の上、

本協定の解除を行うものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

(3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が本条第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定外事項等の協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 5年 12月 18日

甲 東京都清瀬市中里5丁目842番地  
清瀬市

市長 澁谷 桂司

乙 東京都港区海岸1-5-20  
東京ガス株式会社

代表執行役社長 笹山 晋一